

平成27年11月24日

## 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施結果について

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会  
小売業部会 島根県支部  
支部長 角 忠洋

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「家電公取協」といいます）は、消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保するため、公正取引委員会の認定を受けた「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」（昭和59年6月1日公取委認定。平成26年7月15日一部変更）（以下「規約」といいます）を運用していますが、同規約の遵守状況の確認及び周知徹底の一環として、平成3年以降、全国のブロック毎に数地区を選定し、随時「正しい表示 店頭キャンペーン」（以下「店頭キャンペーン」といいます）を実施しています。

この度、家電公取協小売業部会島根県支部は、島根県環境生活部環境生活総務課 消費とくらしの安全室様並びに松江市消費者問題研究会様の協力を得て、松江市の家電製品小売業者を対象に「店頭キャンペーン」を実施しました。

## 記

## 1. 目的

この「店頭キャンペーン」は、小売業表示規約の目的である「消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保」するため、小売業部会都道府県支部が行政庁（都道府県の景品表示法担当窓口）の協力を得て、当該地区における家電小売業者が配布するチラシ及び店頭での表示状況を把握し、小売業表示規約の普及・啓発と違反の未然防止を図ることを目的としています。

## 2. 実施時期及び実施地区

平成27年11月19日（木） 松江市内

## 3. 実施法人店舗

実施した店舗は以下のとおり。（敬称略）

（調査実施順）

No.	店舗名	区分（業態）
1	（株）エディオン 松江店	会員（家電専門店）
2	（株）ヤマダ電機 テックランド松江店	会員（家電専門店）

## 4. 実施要領

家電公取協小売業部会島根県支部及び製造業部会中国支部のメンバー、並びに行政側から島根県環境生活部環境生活総務課様及び松江市消費者問題研究会様をメンバーとする班を編成して上記実施店舗に赴き、当該店舗が配布した新聞折込みチラシ等の表示状況及び店頭における表示状況を確認し、それぞれ以下の啓発を行いました。

## 5. 実施した項目

- 店頭での、自店平常（旧）価格との二重価格表示に対する確認。
- 他の事業者の販売価格との二重価格表示有無の確認。
- 店頭表示価格がチラシ表示価格より高くなっていないかどうかの確認。
- チラシ上で販売数量を限定した当該機種の手元での展示（数量）状況の確認。
- 公取協シンボルマークの掲示の有無
- 店頭での表示が、消費者にとって解り易いかどうかの確認。

## 6. 実施結果

- 店頭での、自店平常（旧）価格との二重価格は無かった。
- 店頭表示価格がチラシ表示価格より高くなっている商品は無かった。
- 限定条件、例外条件の表示は店頭で正しく表示されていたが、一部店舗で限定条件の店頭表示が解り難い店舗があった。
- 販売数量（価格）を限定した商品について完売した旨、表示がされていた。
- 販売価格に打ち消し表示を付け「価格は店員にご相談下さい」等、消費者にとって解り難い表示が一部店舗で見受けられた。
- 公取協シンボルマークの掲示がされていた。

## 7. 啓発及び表示適正化の指導

- 「当店通常価格」等の自店平常(旧)価格を使用した二重価格表示が行われている場合には、その価格が、過去8週間の過半において実際に販売されていた価格でなければならない旨の啓発を行った。
- 販売価格に打ち消しを付け「価格は店員にご相談下さい」「さらに現金値引きします」の表示が一部店舗で多数見受けられた。販売価格は消費者に解り易い表示を心掛けるよう指導した。
- 販売価格の上に更に販売価格を貼り合わせた店頭表示が多数見られたが、消費者に解り易い、単一価格の表示を要望した。
- 実施店全店に対し、小売業表示規約のポイントや価格表示指針、おとり広告告示を含む小売業表示規約・景品表示法の趣旨について啓発を行った。

## 8. 実施店舗の反応等

- 店頭キャンペーン実施には協力的で、当支部の要請に対して適切な対応をとるとの回答を得ました。
- 店頭キャンペーンにおける啓発内容は、即刻本部及び店舗担当者に徹底すると回答を得ました。

毎年度、小売表示規約及び景品表示法の遵守の周知徹底のための店頭調査を実施することにより、規約や法律に違反するような事案はなくなってきており、今後も引き続き注意喚起に取り組んでいきます。

以上

<p>【お問い合わせ先】 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 小売業部会 島根県支部 電話 (0852)23-3609</p>
--